感染症罹患及び感染拡大防止による出席停止等における授業等の取扱に関する申合せ

令和 2年 3月30日 学 長 裁 定

この申合せは、九州工業大学(以下「本学」という。)の学生が感染症に罹患した場合及 び感染の拡大を防止するために自宅療養等する場合における授業((試験を含む)。以下同 じ。)及び課外活動(以下「授業等」という。)の取扱に関し必要な事項を定める。

1. 定義

この取扱における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 出席停止 学校保健安全法第19条に規定する出席停止をいう。
- (2) 自宅療養等 感染症に罹患したか確定診断がつかないものの,罹患の疑いがあり,感染症の拡大防止のため,一定期間登校を停止し,経過観察することをいう。自宅待機を含む。
- (3)公欠 一定の条件を満たすことにより授業に出席したものとみなす取扱とする授業の欠席をいう。

2. 学生が感染症に罹患した場合

学生が, 次表(表1)の感染症に罹患した場合は, 医師の診断に基づき, 出席停止とする(学校保健安全法施行規則第18条による)。

表1:学校保健安全法施行規則第18条による感染症の種類と病名

種類	病名
第1種	エボラ出血熱, クリミア・コンゴ出血熱, 痘そう, 南米出血熱, ペスト, マール
	ブルグ病,ラッサ熱,急性灰白髄炎(ポリオ),ジフテリア,重症急性呼吸器
	症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに
	限る。),中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS
	コロナウイルスであるものに限る。),特定鳥インフルエンザ(感染症の
	予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百
	十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをい
	う。),新型インフルエンザ等感染症,指定感染症,新感染症
第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症
	を除く。), 百日咳, 麻疹, 流行性耳下腺炎, 風疹, 水痘, 咽頭結膜熱, 結
	核, 髄膜炎菌性髄膜炎

第3種	コレラ、細菌性赤痢 、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフ
	ス, 流行性角結膜炎,急性出血性結膜炎,その他の感染症(※)

※「その他の感染症」とは、感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症)、マイコプラズマ感染症、溶連菌 感染症及び本学において大規模な流行の兆しがあると判断した感染症とする。本学において大規 模な流行の兆しがある感染症については、学医や保健センター長の意見に基づき、教育担当理 事が決定し、公示する。

3. 出席停止の期間

出席停止の期間は、次表(表2)の期間を基準(学校保健安全法施行規則第19条による)に、医師に治癒したと診断されるまでとし、医師の発行する次の項目が記載された診断書(治癒証明書)に基づき措置する。

- (1) 病名
- (2) 罹患期間

ただし、第 1 種感染症については医師が治癒したと診断した場合においても、他者への感染のおそれがあると学医が判断した場合は、他者への感染のおそれがなくなるまで出席停止とすることがある。

表2:学校保健安全法施行規則第19条による出席停止の期間

衣2. 子仪床庭女主伝施行規則第19 末による山庙庁工の期间		
感染症の種類	出席停止の期間	
第1種	第1種の感染症に罹患した者については、治癒するまで。	
第2種	第2種の感染症に罹患した者については、次の期間。ただし、病状により医	
	師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。	
	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)) 及び新型インフルエンザ等感	
	染症を除く。)にあっては、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日	
	を経過するまで。	
	ロ 百日咳にあっては、特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌	
	性生物質製剤による治療が終了するまで。	
	ハ 麻疹にあっては、解熱した後3日を経過するまで。	
	ニ 流行性耳下腺炎にあっては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発	
	現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。	
	ホ 風疹にあっては、発疹が消失するまで。	
	へ 水痘にあっては、すべての発疹が珈皮化するまで。	
	ト 咽頭結膜熱にあっては、主要症状が消退した後2日を経過するまで。	
	チ 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎にあっては、病状により医師において感染	
	のおそれがないと認めるまで。	

第3種	第3種の感染症に罹患した者については、病状により医師において感染の
	おそれがないと認めるまで。

4. 感染症拡大防止のための自宅療養等

大規模な流行の兆しがある感染症については、大学から罹患の疑いのある学生に対し、一定期間登校を停止し、自宅療養等を促すことがある。自宅療養等する学生は、保健センターの指示に従い、「自己健康管理表」等の記入と保健センターへの提出により、経過観察することとする。

5. 出席停止あるいは自宅療養等中の授業の取扱い

学生が、出席停止あるいは自宅療養等中に出席できなかった授業については、届出により、公 欠扱いとする。

6. 公欠の届出

公欠の届出は、「授業公欠届(感染症)」により、学生が所属する学部等の教務担当係へ、医師が発行する罹患期間の記載された診断書(「治癒証明書」)(コピー可)とともに提出するものとする。ただし、感染症に罹患したと認められたものの、新型の感染症のため、治癒証明書の発行を受けることが困難な場合は、学医との面談結果をもって代えることができる。

なお、自宅療養等の場合は、「自己健康管理表」等の提出と学医の判断をもって、治癒証明書 に代えることができる。

学部等の教務担当係は、届出を受理した場合は、その写しにより授業担当教員へ連絡するものとする。

7. 公欠の授業の取扱

公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、レポートや e ラーニング等により 授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。ただし、授業担当教員の判断により 補講を行うことがある。

8. 一授業科目当たりの公欠の上限

一授業科目について、公欠扱いとすることができる回数は、原則、当該授業科目の授業回数の2分の1を超えることができないものとする。但し、前条の取扱により、授業科目担当教員が、当該科目の授業計画を代替できると判断した場合は、この限りではない。

9. 公欠の試験の取扱

試験を公欠とする場合の取扱については、学生が所属する学部等の学修細則に則して対応する。

10. 公欠の取り消し

公欠の届出にあたり,必要書類の提出を怠った場合や虚偽の申請をした場合は,授業及び試験の公欠の取扱いを全て取り消す。

- 11. 感染の拡大を防止するために本学の一部又は全部を休業する場合
 - (1) 感染症罹患者の発生に伴い, 感染症の感染拡大を防止する目的で行う休業措置については, 本学の危機管理対策に基づくものとする。
 - (2)休業となった期間の授業の取扱は、その都度、学長、教育担当理事及び関係者で協議の上、学長が決定するものとする。
 - (3)休業の周知は、九工大メール、学内掲示、本学のホームペーシ等を通じて行うものとする。